

他にも
注意しよう

こんなトラブル



SNSを通じた副業 や投資(詐欺)



SNSに表示された「簡単に稼げる」「必ず儲かる」といった
広告をクリックし、指示に従いお金を振込んで副業や投資を
してもほとんど儲からない、返金を求めても相手との連絡が
取れなくなったといったトラブルが数多くあります。

簡単に稼げる副業や必ず儲かる投資などありません。
詐欺の可能性が高いです。SNSなどで知り合った面識がな
い人に安易にお金を振り込んだりしないようにしましょう。

名義貸し



友人から「絶対に迷惑はかけないから」と頼まれ、自分
の名前でクレジットカードを作成し、友人に渡し、あとで高額な利用明細が送られてきたといった
トラブルがあります。

このほかに、自分名義の携帯電話や銀行口座を作って友
人に渡し、トラブルになったものもあります。金銭トラブル
だけでなく、犯罪に巻き込まれることもありますので、
このような行為は絶対にやめてください。

美容エステ のトラブル



エステ店の格安キャンペーンで体験施術を受けた後、強い勧誘
を受けて高額な継続契約をしてしまったというトラブルが多く
あります。また、継続契約中に運営会社が倒産してローンだけ
残ったという事例もあります。

格安や無料といったキャンペーンは、継続的な契約の勧誘につ
ながることが多いです。安易に契約せず都度払いも検討しま
しょう。契約内容に気になる点がある場合は、早めに消費者セ
ンターに相談を。クーリング・オフが可能な場合もあります。

編集・発行

令和8年(2026年)1月
札幌市民文化局市民生活部消費生活課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所13階
TEL 011-211-2245

監修

適格消費者団体・特定適格消費者団体
認定NPO法人 消費者支援ネット北海道



しろくま@X(ID:Twitter)
札幌市消費者センター
公式アカウント



しろくま@Instagram
札幌市消費者センター
公式アカウント



さっぽろ市
02-003-25-2340
R7-2-1552

楽しんで稼げるうまい話の

落とし穴



ある日、友人に
誘われた
くろうくま

会員限定で簡単に稼げる
副業用のソフトがあるん
だけど買わない?
あと、他の友達にも
この商品売ってみ
ない? 紹介料もら
えちゃうよ

30万円の借金をして
ソフトを多数購入し、
早速友人を誘ってみ
ますが...

簡単に稼げる
ソフトが
あるんだ

本当かい!?
じゃあいっぱい
買っちゃう



それ
怪しくない?
もう私に
関わらな
いで

ソフトを
使ってみますが...

内容を見ても
ホームページの
作成方法が
複雑でわからん...

結局、稼げないどころか
30万円の借金が残り
友人の信用まで失って
しまいました



全然稼げない
じゃないか...



どうすれば
いいんだ!

これはこういった手口なので
しょうか。また、くろうくま
は買われたソフトの代金を
取り戻せるのでしょうか。



次の
ページで
説明するよ

くろうくま
悪いしゃべるクマ。
行動力はあるが、
何かと消費者トラブル
に巻き込まれがち。



しろくま
白いしゃべるクマ。
色んなことを「知ろう!」
という気持ちでいつも
大切にしている。

マルチ商法 ※1

漫画では、友人から「会員限定の商品を他の人にも買わせれば紹介料がもらえる」と言われ、くろうまは他の友人にも購入を勧めています。

このように、**商品を買った人が他の人にも購入を勧める**ことで、次々と販売を拡大していくビジネスのことを**マルチ商法**といいます。

しかし、いざ勧誘してみても、**思うように売れない**どころか、**誘った友人との人間関係が壊れる**こともあります。



サイドビジネス商法

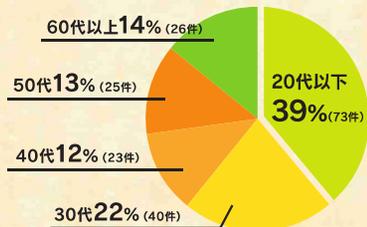
「簡単に稼げる仕事」などと強調して、**その仕事に必要なものやノウハウ、サポート料を高額で購入させる**手口を**サイドビジネス商法**といいます。

購入させられたものは、**役に立たないことがほとんどです**。漫画のように友人から直接誘われる場合もあれば、最近では、SNSを通じて勧誘されることも多くなっています。



若者が狙われやすい!

札幌市消費者センターでは**20代以下からの相談割合が最も多い**です。学生の方は特に注意しましょう。



年代別マルチ・サイドビジネス商法相談件数(令和6年度・札幌市消費者センター受付)

※1 法律上は「連鎖販売取引」といいます。

買わされたものは返品できるの?

契約書面を受け取ってから、マルチ商法の場合は20日以内、マルチ商法以外で電話やZOOM等で勧誘された場合は8日以内ならクーリング・オフ(契約解除)ができる場合があります。この期間は、法律で定められた書面を受け取った日から開始しますので、もし書面を受け取ってなければ、いつでもクーリング・オフができます。



⚠️ 気を付けるポイント

簡単に高収入を得る方法なんてない!



「簡単にお金儲けできる」といった宣伝をそのまま信用してはいけません。儲かる保証は一つもありません。

※金融商品を扱う事業者は金融庁の登録が必要となりますので、ホームページで確認しましょう。

安易に借金しない!



「簡単に借りられる」「後で儲かるから大丈夫」と言われても、安易に借金をしてはいけません。借金の返済で生活が苦しくなるだけです。

友人からの誘いでも断る勇気!



断りづらいかもしれませんが、怪しいと思ったら、きっぱり断りましょう。また、誰かを勧誘することで自分が加害者になってしまう恐れもあります。

● トラブルかな?と思ったら相談しよう!

消費者ホットライン (土日祝対応) TEL 188 (局番なし)
札幌市消費者センター (土日祝・年末年始除く)

- ① 電話相談 (午前9時～午後7時) TEL 011-728-2121
- ② 来所相談 (午前9時～午後4時30分)
※必ず事前に電話相談をしてください。
- ③ インターネット相談
※お急ぎの場合は電話・来所相談へ。
- ④ リモート相談
※予約が必要です。

札幌市消費者センター 消費生活相談窓口

